

## 協議会の会費規程

ロボット革命・産業IoTイニシアティブ協議会

### **(目的)**

第1条 この規定は、ロボット革命・産業IoTイニシアティブ協議会の協議会規約第21条に基づき、会員の会費に関し必要な事項を定める。

### **(会費)**

第2条 この会員の会費は、次に定めるとおりとする。

会員 年 20,000円

2 会員が年度途中に入会又は退会した場合であっても、入会又は退会年度の年会費は全額を支払うものとする。

第3条 以下に該当するものは、会費の徴収を免除する。

- (1) 本協議会が運営する事業に参加し、協議会規約第18条第2項、第19条、及び第20条により、会費を納めているもの
- (2) 一般社団法人 日本機械工業連合会、及びその会員と、一般財団法人 機械振興協会
- (3) 地方自治体、学会、及び研究・教育機関における有識者(大学教授等)
- (4) 事業者団体の代表者を本協議会の評議員として、本協議会の運営に協力いただいている事業者団体

### **(会費の納入)**

第4条 会員の会費は、年度初に一括納入することを原則とする。

(附則)

1 本基準は、2022年度から実施する。

制定 2021年12月27日